

# 業務部速報



No. 66

発行 23. 2. 22

JR東労組 業務部

## 申8号 「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」に関する検証申し入れ 団体交渉を行う!

### 特徴的な議論

2月20日開催

1項 「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」の施策実施から10年が経過した中において、出向先の労働条件・労働環境等に課題がありながらも、施策を担ってきた組合員の奮闘に対する会社の認識・評価を明らかにすること。

- ・若年出向者が、それまでの経験や知識のないプロパー社員に、判断能力を含め確実に技術継承してきた。
- ・エルダー社員との経験・年代の開きを埋め、取扱いのルール化や仕事の仕組みをそれぞれの立場でつくってきた。
- ・プロパー社員で離職する方は一定数いる。若年出向者が一から新たに教育している苦労は否定しない。

**清掃業務で身体を壊し、経験してきた力を発揮できていない組合員がいる現実を受け止めるべきだ!**

- ・社員が健康で働ける環境をつくっていく。一人ひとりの作業の軽減にこれからも取り組んでいきたい。

**組合員・社員の10年間の奮闘によって現状の業務体制が構築出来ていることを確認!**

2項 「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」の施策実施による安全と技術力における成果と課題を明らかにし、課題解消に努めること。 ■組合 ●会社

#### 【課題について】

- ・「出向原則3年」は、プロパー社員への技術継承のため、グループ会社においてほしいと話を延ばしていることもある。
- ・「10年で若年出向解消」は、10年でプロパー社員とエルダー社員に置き換えるには至っておらず、完璧とは思わない。
- ・出向からの「復帰は元職場を基本」は、職場の再編によって元職場に戻れないケースは認識している。

■「技術継承できるフィールドとして、機動班業務の中で仕業検査について現車を使用し、経験する機会をつくることを考えている」と10年前に確認したが課題はあるか。

**機動班に仕業検査を習得するための実車訓練を実施していく考えは変わらないことを確認!**

- 課題があるとは認識していない。
- 教育についてH28年度の本社通達に仕業検査の施行内容を入れている。車両関係の全社員が対象。
- 災害適用について(仕業検査施行のための)技術は十分だが、足取りや手順に関して現地での確認が必要。

#### 【成果について】

- ・10年間でグループ会社の技術力・ノウハウの継承を着実に実施し、プロパー社員が育ち、グループ会社と一体となって業務を進めている。一定レベルの技術継承、または人材育成等が出来ているのが最大の成果。

#### 【教育について】

- ・移動禁止表示について、JRでは年一回の教育と知悉度確認を行い、G社にはJRの対策・資料を共有している。
- ・JR・G社の競合時にコミュニケーション不足がある。移動禁の事象は撲滅させなければならず、常に言い続けるしかない。
- ・移動禁の事象はマネジメントの問題であり、個人のせいにするのではない。教育が一方通行にならぬよう、確認が大切。

**移動禁は命にかかわることであり、マネジメントをしっかりと行っていくことを確認!**

- ・幕張車両センターで発生した推進運転中にシャッターに衝突した事象は、職場が求めた訓練が行われていなかった。

**組合員・社員の不安を把握・確認し必要なフォローを行っていくことを確認!**

3項 グループ会社における受託業務内容に相違があることから、課題解消に努めること。

#### 【受委託の課題について】

- ・各職場の仕業検査に対する「付帯業務」は状況に応じて発注するため、バラツキがあることは認識している。
- ・お客さまに迷惑をかけないことが第一だと考える。対応できる仕事を徐々に増やしていく考えである。

**受発注の際に解釈による迷いが生じないように、改善に向けて取り組んでいくことを確認!**

- ・作業責任者を担えるようにプロパー社員を教育していくことは課題である。教育のレベルを上げなければならない。

**JR 本体でしか対応できない業務に対応できる出面数を夜間・土休日も確保すべきだ!**

**魅力ある車両検修職場を実現しよう!**

7項目中3項まで議論終了!